

## 答申書(案)

令和 7 年 12 月 日

愛南町長 中村 維伯 様

愛南町国民健康保険運営協議会  
会長 上原 京子

### 愛南町国民健康保険税の適正化について(答申)

令和 7 年 10 月 21 日付け愛町発第 784 号で諮問のあった標記の件について、当協議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

#### 記

##### 1 答申の趣旨

諮問のあった「愛南町国民健康保険税の適正化」については、妥当であると認めます。

具体的には、財政運営主体である愛媛県から「国民健康保険運営方針に基づく保険料水準の統一に向けたロードマップ」において示されている「令和 12 年度からの国民健康保険税の所得割、資産割、均等割、平等割の 4 方式から資産割を廃止し 3 方式に統一」に向け、令和 8 年度及び令和 10 年度の 2 段階で資産割を廃止する方針及びこれに伴う令和 8 年度の愛南町国民健康保険税率改定(案)について提示された試算(シミュレーション)並びに財政状況を精査した結果、適正な措置であると判断しました。

##### 2 確認事項

審議に際しては、愛南町国民健康保険特別会計が、被保険者の所得増により、令和 7 年度において実質的な黒字転換が見込まれ、一般会計からの赤字補填目的の繰入金が不要となることから、愛媛県へ提出済みの「赤字削減・解消計画書」を変更(解消)する見通しであることについて了承しました。

これにより、諮問事項にある「令和 11 年度からの赤字補填目的の繰入金の完全廃止」という目標は、現時点において、被保険者への追加的な負担増を伴わずに達成可能な状況にあると理解しています。

##### 3 附帯意見

###### (1) 資産割の廃止に向けた段階的改定と税率設定について

諮問事項の核心である「令和 12 年度からの国民健康保険税の所得割、資産割、均等割、平等割の 4 方式から資産割を廃止し 3 方式に統一」に向け、令和 8 年度に資産割を現行のおおむね半減とし、令和 10 年度に廃止するという 2 段階改正

の工程は、被保険者の急激な負担変動を避ける観点から現実的であると判断します。

また、諮問資料として提示された「愛南町国民健康保険税率改定(案)」に示されているとおり、令和8年度の税率改定では、資産割減額分の補填や愛媛県の運営方針に基づく応能応益割合の見直し等による国民健康保険税の適正化を目的とした提案内容について、令和15年度の「県内保険料統一」を見据えた構造改革として妥当性を認めますが、一部の世帯において税額が増加する点については、資産割という二重課税的側面のある不公平感の解消と、持続可能な国民健康保険制度維持のため不可欠な措置であることを、被保険者へ丁寧かつ十分に周知・説明されるよう求めます。

## (2) 今後の持続可能な運営と基金の運用について

現在、愛南町国民健康保険特別会計の財政状況は一時的に好転していますが、医療の高度・高額化や高齢化に加え、令和8年度に創設される「子ども・子育て支援金制度」による負担増など、当該財政を取り巻く環境は依然として予断を許しません。

このような状況を踏まえ、令和15年度の「県内保険料統一」への移行期間における当該財政の不測の事態や保険税の急激な上昇に対する激変緩和措置の財源として、国民健康保険特別会計財政調整基金へ当該特別会計の決算剰余金を確実かつ計画的に積み増しし、財政基盤の安定・強化に努められたいと要望します。

愛南町国民健康保険税率改定(案)

区分		現行	令和8年度年度改正(案)	現行比較
基礎課税額 (医療分)	所得割	7.00%	6.90%	△0.10ポイント
	資産割	29.60%	14.80%	△14.80ポイント
	均等割	16,900円	20,900円	4,000円
	平等割	23,500円	20,000円	△3,500円
後期高齢者支援金等課税額 (支援金分)	所得割	2.20%	2.50%	0.3ポイント
	資産割	7.40%	3.70%	△3.70ポイント
	均等割	5,100円	7,700円	2,600円
	平等割	6,900円	6,900円	0円
介護納付金課税額 (介護分)	所得割	2.10%	2.30%	0.2ポイント
	資産割	5.90%	3.00%	△2.90ポイント
	均等割	5,700円	8,200円	2,500円
	平等割	5,400円	6,200円	800円
合計	所得割	11.30%	11.70%	0.4ポイント
	資産割	42.90%	21.50%	△21.40ポイント
	均等割	27,700円	36,800円	9,100円
	平等割	35,800円	33,100円	△2,700円